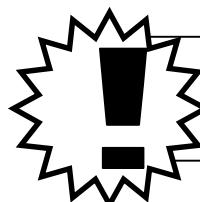


合わせ積みの場合の計量票について

合わせ積みとは、複数の団体の資源を1台の車両で1度に計量することです。世帯数が少なく資源量が少ないマンション等の集合住宅の資源を回収する際に行われています。このような場合、計量票は1枚しか印刷されませんが、団体ごとの重量の証明が必要になります。合わせ積みの場合には、以下のことを行ってください。

- ・資源を回収した団体ごとの新聞・雑誌・段ボール等の資源別の重量内訳を計量票に明記してください。
- ・計量票の重量と団体ごとの重量の合計は必ず一致するようしてください。
- ・回収の翌月10日までに別添の内訳書を区に提出してください（計量票1枚につき1部必要です）。

計量票は集団回収実績報告書の証明資料となる大事な書類です。団体ごとに手打ちをした計量票は絶対に認められませんので、ご注意ください。



違反行為が明らかとなった場合、集団回収業者登録が取り消されることがあります。【足立区集団回収活動支援要綱第20条(2)】

《問い合わせ先》

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1

足立区環境部ごみ減量推進課資源化推進係

(TEL) 3880-5862 (FAX) 3880-5604

合わせ積み計量票 Q&A

Q. 計量票は1枚しか無いが、どうすれば良いのでしょうか。

A. 団体の数分コピーをして、該当団体の内訳を記載してください。

Q. 1枚の計量票に全ての団体の内訳を記載しなければならないのですか。

A. 該当団体の内訳が記載されていれば結構です。

Q. 1団体ごとに計量しなければいけないのでしょうか。

A. 1団体ごとの計量を求めるものではありません。団体ごとの重量の合計が計量の重量と一致することで、全体として正しい重量で実績報告が記載されていることを確認するのが目的です。

Q. 足立区の集団回収団体以外の古紙を合わせ積みしても良いのでしょうか。

A. 足立区の集団回収団体以外の古紙との合わせ積みを禁止するものではありません。その場合でも、計量票の重量と団体ごとの重量内訳の合計は必ず一致するようにしてください。

【例】

	新聞	雑誌	段ボール
A マンション（足立区集団回収団体）	100 k g	50 k g	30 k g
B マンション（他自治体集団回収団体）	80 k g	20 k g	20 k g
C 会社（事業系古紙）	50 k g	100 k g	300 k g
計量票の重量	230 k g	170 k g	350 k g

※重量内訳の記載はA マンションだけで結構ですが、計量票の重量と団体ごとの重量内訳の合計は一致していることを確認してください。

Q. 新たに内訳書を提出する必要があるのですか。

A. 合わせ積みの場合は、新たに別添の内訳書を翌月10日までに区にご提出ください（計量票1枚につき1部必要です）。足立区の集団回収登録団体以外の団体と合わせ積みした場合もご記入ください。